

令和8年度「こどもSOSダイヤル」夜間・休日相談業務及びLINEを活用した教育相談業務委託に係る公募型プロポーザル実施要項

※ この公募型プロポーザルによる契約の締結は、当該契約に係る令和8年度和歌山県一般会計当初予算の成立後に行うものとする。必要な予算が成立しない場合には、当該公募型プロポーザルは無効とする。
また、当該予算についての和歌山県議会の審議状況に応じて、当該公募型プロポーザルを中止し、延期し、又は必要な変更を行うことがある。

1 業務概要

(1) 委託業務名

令和8年度「こどもSOSダイヤル」夜間・休日相談業務及びLINEを活用した教育相談業務

(2) 業務内容

別添「仕様書」のとおり

(3) 契約期間

契約締結日から令和9年3月31日まで

(4) 委託上限額

14,608,000円（消費税及び地方消費税の額を含む。）

2 参加資格

本プロポーザルに参加できる者は、次の要件をすべて満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (2) 和歌山県物品の購入、役務の提供等の契約に係る競争入札参加者の資格に関する要綱に基づき競争入札参加資格者名簿に登録されている者であり、その競争入札参加資格者名簿の業務種目が「大分類『16 人材』の小分類『1 相談支援業務受託』」であること。
また、その業務種目について、和歌山県役務の提供等の契約に係る条件付き一般競争入札の取扱基準の別表「業務種目ごとの登録要件、人材要件及び実績要件」に定める条件を満たした者であること。
- (3) 和歌山県物品の購入、役務の提供等の契約に係る入札参加資格停止要領に規定する入札参加の停止の措置を受けている者でないこと。
- (4) ISMS（JIS Q 27001:2014（ISO/IEC 27001:2013））の認証を取得している者であること。
- (5) 和歌山県が行う調達契約等からの暴力団排除に関する事務取扱要領（平成20年制定）に規定する排除措置を受けている者でないこと。
- (6) 会社更生法に基づき、更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき、再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、更生手続又は再生手続開始の決定後、入札参加資格の再認定を受けている者を除く。

3 スケジュール

- ・ 公募開始 令和8年2月16日（月）から
- ・ 質問期限 令和8年2月24日（火）17時まで
- ・ 質問への回答期日 令和8年3月2日（月）17時まで
- ・ 参加表明書の提出期限 令和8年3月4日（水）17時まで

- ・企画提案書等の提出期限 令和8年3月10日（火）17時まで
- ・審査会 令和8年3月中頃（予定）
- ・審査結果の通知 令和8年3月中（予定）

4 質問及び回答について

プロポーザル参加にあたり質問事項がある場合は、質問票（別添様式1）を電子メールにより担当者（下記11）あて提出すること。

（1）受付期限

令和8年2月24日（火）17時 まで

（2）質問への回答

質問者に対し、電子メールにより令和8年3月2日17時までに回答するほか、必要に応じ、県教育支援課ホームページ内において公開する。なお、提案書類の記載内容及び審査基準に関する質問、他の応募者からの提案書類提出状況に関する質問、積算に関する質問等は、公平性の確保及び公正な選考を妨げるおそれがあるため一切受け付けない。

5 参加表明書の提出について

本プロポーザルに参加する意思のある事業者は、参加表明書（別添様式2）に必要事項を記入し、令和8年3月4日（水）17時までに担当者（下記11）あてメール送信すること。

6 企画提案書等の提出について

（1）提出書類及び提出部数

プロポーザル参加者は、次に掲げる書類を必要部数提出すること。

書類はすべてA4サイズとすること。

なお、県が必要と認める場合は、追加資料を求める場合がある。

①企画提案申請書（別添様式3）【1部】

②企画提案書（任意様式）【8部】

- ・左綴じ、オールカラーで作成すること。
- ・本業務の実施にあたり、プロポーザル参加者及び業務責任者等のアピールできる資格、経験等を記載し、必要に応じて、その証拠書類を提出すること。
- ・別添「仕様書」の業務内容の具体的な提案に加え、業務の実施体制及び実施完了までのスケジュールを必ず記載すること。
- ・公正な審査のため、会社名等は記載せず、記載されている場合は、マスキングして提出すること。

③誓約書（別添様式4）【1部】

④見積書（任意様式）【1部】

- ・見積書の宛先は「和歌山県知事 宮崎 泉」とすること。
- ・見積金額は消費税及び地方消費税を含む額とし、その額は委託上限額（前記1（4））を超えないこと。また、電話相談及びLINE相談それぞれの見積額が分かるよう、経費の内訳を記載すること。

⑤参加者の概要が分かるのもの（会社案内等）【1部】

⑥実績調書（別添様式5）【1部】

実績調書に記載されて実績を証する書類として、同種の業務を適正に履行（完了）したことが確認できる書類（契約書、仕様書等の写し）を添付すること。

⑦プライバシーマーク登録証の写し及び JIS Q 27001:2014 (ISO/IEC 27001:2013) 登録証の写し【各 1 部】

(2) 提出期限

令和 8 年 3 月 1 0 日 (火) 1 7 時まで

(3) 提出先

和歌山県教育庁学校教育局教育支援課 (担当者: 赤井、吉見、馬場)

〒640-8585 和歌山市小松原通一丁目 1 番地 南別館 7 階

(4) 提出方法

ア 持参又は郵送により (2) の期限内に提出すること。ただし、(1) ②企画提案書及び(1)

④見積書については、電子メールでも期限内に提出すること。

イ ファイルサイズが 8 MB を超える場合は受信できないので、大容量ファイル送受信サービスを利用する際に要する URL の提供を提出先に電子メールで依頼すること。

ウ 提出後、受領確認を電話にて県教育支援課あて必ず行うこと。

エ 期限を過ぎて提出された企画提案書等は一切受け付けない。

(5) 企画提案に際しての注意事項

ア 企画提案書等の作成、提出、審査会への出席など企画提案に要する経費については、すべて提案者の負担とする。

イ 提出書類は返却しない。また、提出期限以降の提出書類の差し替え及び再提出は認めない。

ウ 企画提案書作成のための県から受領した資料等は、県の了解なく公表、使用することはできない。

7 審査に係る事項

(1) 審査方法

審査は、県が別に定める委員による組織された審査会が行う。なお、契約候補者の審査にあたっては、評価項目に基づき、プロポーザル参加者によるプレゼンテーションの内容を審査し、競争性及び透明性の確保に十分に配慮しながら、企画提案の内容、事業の実施能力等を評価・採点し、契約候補者を選定する。

(2) 審査会

ア 開催日時

令和 8 年 3 月中頃 (日程及び時間については参加者に別途通知します)

イ 開催場所

和歌山県民文化会館又は和歌山県庁

ウ 企画提案の所要時間 (1 事業者当たり)

プレゼンテーション 2 0 分以内、選定委員からの質疑 1 0 分程度とする。

エ 注意事項

- ・プレゼンテーションの順番は、原則として企画提案書の受付順とする。
- ・プレゼンテーション参加人数は、1 事業者あたり 3 名までとする。
- ・企画提案書及び見積書以外に、パソコン、モニター等を使用してプレゼンテーションを行う場合は、企画提案書の提出時の電子メールにその旨を記載すること。
- ・プロポーザル参加者は、他のプロポーザル参加者のプレゼンテーションを傍聴することはできない。
- ・指定の時間に遅れた場合には、審査対象としない。

(3) 審査項目及び評価内容

提案する事業内容について、審査基準（別記1）に基づき数値（得点）で評価し、契約候補者を選定する。なお、審査会において必要と認める評価項目を追加する場合がある。

(4) 契約候補者の選定

各選定委員の評価点の合計が、満点の6割以上である事業提案を行った応募者のうち評価点の合計が最も高い応募者1者を契約候補者として選定する。また、評価点が高点の場合は、選定委員により多数決により決定するものとする。

なお、応募者が1者の場合においても、選定委員会における評価の結果、各選定委員の評価点の合計が満点の6割以上に達している場合、当該応募者を契約候補者に選定する。

(5) 審査結果の通知

審査結果は、選定委員会の令和8年3月中に応募者に文書にて通知する。

(6) 審査結果の公表方法及び内容

審査結果は、選定委員会の令和8年3月中に県教育支援課のホームページにて次の内容を公表する。

ア 契約候補者の名称及び評価点

イ 次点以下の応募者の評価点（応募者名は公表しない。）

(7) その他

ア 提出書類を提出後、契約締結までの手続き期間中に応募者に入札参加資格停止等の事由が生じた場合は、以後の本件に関する手続きの応募資格を失うものとする。また、契約候補者が当該応募資格を失った場合は、次順位の応募者と本件に関する手続きを行う。

イ 提出書類を提出した後に辞退する場合は、速やかに県まで連絡するとともに、書面により届け出ること。

ウ 契約候補者は、本件業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることはできない。ただし、業務を効率的に行う上で必要と思われる業務については、あらかじめ県の承認を受けた場合に限り、業務の一部を委託することができる。

8 失格事由

以下の条件のいずれかに該当する場合は、失格となる場合がある。

(1) 前記2に掲げる参加資格を満たさない場合

(2) 企画提案書等の提出方法、提出先、提出期限に適合しない場合

(3) 同一のプロポーザル参加者が2件以上の提案をした場合

(4) 企画提案書等作成のために本実施要項及び業務委託仕様書に示された条件に適合しない場合

(5) 企画提案書等に記載すべき事項の全部又は一部が記載されていない場合

(6) プロポーザル参加者に次の行為があった場合

ア 直接又は間接を問わず故意に審査委員への接触を求めること。

イ 他のプロポーザル参加者と応募提案の内容又はその意思について相談を行うこと。

ウ 契約候補者等選定終了までの間に、他のプロポーザル参加者に対して応募提案の内容を開示すること。

エ 企画提案書等に虚偽の記載を行うこと。

オ その他選定の結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行うこと。

9 契約

(1) 契約の締結

選定した契約候補者と県は、企画提案の内容に基づき、協議の上で委託業務仕様書の内容等を確定し、契約を締結する。

なお、協議が調わない場合又は契約候補者が契約を辞退した場合は、選定の結果において、次順位の契約候補者と協議する。

(2) 契約保証金

契約締結前に、原則として契約金額の100分の10以上に相当する額の契約保証金を納付すること。ただし、和歌山県財務規則第93条の規定に該当する場合は、その全部又は一部の納付を免除することができる。

10 その他留意事項

- (1) 契約候補者に選定された場合は和歌山県と十分協議を行いながら事業を進めること。
- (2) 企画提案書等に含まれる特許権など日本国の法令に基づいて保護される第三者権利の対象となっているものを使用した結果生じた責任の一切は、企画提案書提出者が負う。
- (3) 提出された企画提案書等は「和歌山県情報公開条例（平成13年和歌山県条例第2号）」に基づき、情報公開の対象となる。

11 問い合わせ先

〒640-8585 和歌山市小松原通一丁目1番地 南別館7階

和歌山県教育庁学校教育局教育支援課

担当：赤井、吉見、馬場

TEL：073-441-2989 FAX：073-441-3697

メールアドレス：e5012001@pref.wakayama.lg.jp

(別記1)

令和8年度「こどもSOSダイヤル」夜間・休日相談業務及びLINEを活用した教育相談業務委託に係る公募型プロポーザル審査基準

評価項目	評価の視点	評価得点	倍率	配点
相談対応	・相談対応の専門性、人員の質は確保できているか。 ・充実した研修体制となっているか。	1/2/3/4/5	× 4	20
業務体制	業務を実施する上で十分な体制であるか。	1/2/3/4/5	× 4	20
緊急・困難事案への対応	業務フローや関係機関との連携方法が明確であり、適切か。	1/2/3/4/5	× 4	20
個人情報の管理	個人情報の取り扱いに対する措置の確実性を有しているか。	1/2/3/4/5	× 2	10
提案内容の整合性	仕様書記載の業務内容に沿った提案内容であるか。	1/2/3/4/5	× 2	10
付加価値	仕様書に記載されていない活用可能な提案や、独創的な工夫があるか。	1/2/3/4/5	× 2	10
業務実績	本業務を遂行するために必要な経験やノウハウを十分に有しているか。	1/2/3/4/5	× 1	5
業務経費	経費内訳が明確であり、妥当な金額であるか。	1/2/3/4/5	× 1	5
合計				100

※採点の考え方

採点	評価
5	非常に高く評価できる
4	高く評価できる
3	概ね評価できる ※仕様を満たしているなど、適格水準にある。
2	あまり評価できない
1	全く評価できない